

## 福岡県那珂川町立福岡女子商業高等学校移管先学校法人 募集要項

福岡県那珂川町では、平成29年4月から那珂川町立福岡女子商業高等学校(以下「女子商」という。)の管理運営等を那珂川町から学校法人に移管する予定としています。これに伴い、本町から女子商を引き継いで、管理運営等を行う学校法人(以下「学校法人」という。)を募集します。

なお、移管先の学校法人の選定は、平成27年1月下旬までに行う予定としています。その後、福岡県の認可手続きがあるため、認可されるまでの間は「移管候補の学校法人」となり、認可後に、那珂川町議会での議決等を経た後、本町と契約を結び、正式に「移管先学校法人」となります。

### 1. 公募にあたって

- (1) 女子商は、昭和25年に福岡県立筑紫野高等学校岩戸分校として開校し、今年で64年の歴史があります。また、珠算部は37年連続全国大会に、ハンドボール部やサッカー部も九州大会に出場するなど、活発なクラブ活動が行われています。さらに、小中学校が実施しているサマースクール、地域の夏祭りや清掃活動などへ参加するなど地域貢献活動も盛んです。

今回の移管にあたっては、設置者変更という手法をとる予定としているため、現在の女子商の教育理念「創造・実践・敬愛」と教育目標「1. 人格の完成を目指し、徳育・知育・体育の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成 2. 地域や社会に貢献しようとする「志」と「実践力」を持つ人間の育成」を尊重した学校運営を行っていただくとともに、女子商の歴史や伝統等にも配慮していただく必要があります。

※女子商の概要は、「参考資料①那珂川町および女子商の概要」を参照してください。

部活動の成績は、「参考資料②部活動における県大会以上の成績」を参照してください。

地域活動の詳細は、「参考資料③平成23～25年度福岡女子商業高等学校における地域活動」を参照してください。

教育理念は、「参考資料④教育指導計画 教育大綱」を参照してください。

教育目標は、「参考資料⑤教育指導計画 教育体系」を参照してください。

- (2) 女子商が行っている地域活動について、可能な限り継続して行っていただきたいと考えています。また、学校法人の特色を活かし、本町のまちづくりへの参画や地域貢献活動等を行っていただきたいと考えています。そのための具体的な提案をお願いします。

※「参考資料③平成23～25年度福岡女子商業高等学校における地域活動」を参照してください。

- (3) 町立の女子商として入学した生徒の授業料等徴収金については、移管前の金額と同額とすることとします。ただし、平成25年度の県内私立高校の授業料等平均額と女子商の授業料等徴収金の差額を上限として、本町から学校法人へ補填します。具体的には、平成29年度は町立の女子商として入学した2年生及び3年生分として82,000千円程度、平成30年度は3年生分として41,000千円程度を上限として、補助金を交付する予定です。

- (4) 学校用地・施設等は次の①～④の取り扱いとします。また、移管後の土地建物等については、学校の管理運営等に必要用途以外に供することができないものとします。学校法人が建物等の建て替え等を行った上で、学校の管理運営等を撤退する場合には、更地として本町に返還することを原則とします。それ以外の場合は、本町と学校法人の協議によって決定することとしますが、本町に対して建物等の買い取りを請求しないものとします。学校用地・施設等については、那珂川町議会の議決を経て、本町と契約を結ぶこととなります。

学校用地・施設等については、高等学校設置基準及び福岡県私立高等学校設置認可等取扱基準に準ずる必要があります。基準について確認されたい場合は、本町にご連絡ください。

※用地、施設規模は、「参考資料⑥施設の配置図」及び「参考資料⑦校舎平面図」を参照してください。



## 5. 応募手続き

### (1) 受付期間

平成26年11月6日（木）午前9時から平成27年1月6日（火）午後5時まで  
（土・日・祝日・12月29日～1月2日を除く。）

### (2) 提出方法

受付期間内に下記提出場所に持参してください。（郵送による提出は不可。）

### (3) 提出場所

那珂川町役場 町立高等学校運営対策室（那珂川町役場2階 経営企画課内）  
住所：〒811-1292 福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号

### (4) 申込みの際に必要な提出書類

別紙、提出書類一覧を参照してください。

### (5) 申請書類の公開

提出された応募書類等は那珂川町情報公開条例の対象となり、同条例の規定により公開する場合があります。（非開示情報は除く。）

## 6. 質問の受付

募集要項及び運営条件等に関する質問は、以下のとおり行ってください。

### (1) 質問の受付期間

平成26年11月6日（木）午前9時から平成26年11月19日（水）午後5時まで

### (2) 質問の提出書類・提出方法

様式第7号「質問書」をファックスにて提出してください。（FAX番号：092-953-0688）

### (3) 回答

質問に対する回答は、平成26年11月25日（火）9:00に一括して、町ホームページ  
([www.town.fukuoka-nakagawa.lg.jp](http://www.town.fukuoka-nakagawa.lg.jp)) に掲載します。

## 7. 建物の公開について

女子商の視察を希望される場合は、平成26年11月19日（水）午後5時までに、下記問い合わせ先までご連絡ください。日程調整の上、現地視察会を実施します。

## 8. 選考及び決定について

### (1) 選考予定

選考時期 1月上旬～中旬  
結果通知 1月下旬

### (2) 選考方法

那珂川町立福岡女子商業高等学校移管先学校法人選定委員会が選定した後、町長が最終的な決定を行います。選定委員会では、以下の①②の内容を総合的に踏まえ、選考を行います。

- ①提出書類に基づく書類審査
- ②選定委員会委員に対する事業提案説明（プレゼンテーション）

※プレゼンテーションの時期、方法等は応募された学校法人に、おってご連絡いたします。

## 9. 問い合わせ先

那珂川町 総務部 町立高等学校運営対策室

電 話 092-953-2211 (代表) (内線: 254、225)

F A X 092-953-0688

E-Mail uneitaisaku@town.nakagawa.fukuoka.jp

担 当 小川・岩橋

### 【参考資料】

- ①那珂川町および女子商の概要
- ②部活動における県大会以上の成績
- ③平成23～25年度福岡女子商業高等学校における地域活動
- ④教育指導計画 教育大綱
- ⑤教育指導計画 教育体系
- ⑥施設の配置図
- ⑦校舎平面図
- ⑧平成26年度年間行事予定
- ⑨平成26年度教育課程表
- ⑩平成26年度使用教科書一覧表
- ⑪平成26年度LHR年間実施計画表
- ⑫平成26年度時制
- ⑬平成26年度職員構成
- ⑭平成26年度職員一覧表 (個人名、町雇用事務員除く)
- ⑮平成21～25年度福岡女子商業高校の決算額について
- ⑯備品台帳一覧表

福岡県那珂川町立福岡女子商業高等学校移管先学校法人 提出書類一覧

書類No	書類の名称等	様式	備考
1	移管先学校法人申請書	様式第1号	
2	学校法人沿革及び組織表	様式指定なし	
3	学級編成及び教職員構成計画書	様式第2号	
4	移管対応計画書	様式第3号	
5	運営計画書	様式第4号	添付資料 学則案
6	施設整備計画書	様式第5号	工事費の積算根拠の資料
7	資金収支予算書	学校法人会計基準(文科省令第18号)に準拠したもの	移管後10ヵ年分 (平成29～38年度分)
8	消費収支予算書		移管後10ヵ年分 (平成29～38年度分)
9	負債償還計画書	様式第6号	
10	学校法人設立認可書の写し	—	原本証明を付すこと
11	学校法人の財産に関する書類		最新のもの 学校法人会計基準に基づくこと
	(1)	財産目録	
	(2)	資金収支計算書	
	(2)-1	資金収支内訳表	
	(2)-2	人件費支出内訳表	
	(3)	消費収支計算書	
	(4)	貸借対照表	
	(4)-1	固定資産明細書	
(4)-2	借入金明細書		
(4)-3	基本金明細書		
12	法人が運営する学校に対する指導監査の指摘事項及び改善報告の写し(直近3年分)	各都道府県及び政令指定都市指定様式	※運営するすべての学校分

※提出部数 11部 (原本証明については、1部原本、10部写しとします。)

※提出書類は、A4ファイルに綴じ、各書類に書類No.を付したインデックスに貼ってください。

※提出書類は、様式の定めがある場合を除き、原則としてA4判縦型・横書きで作成してください。

(図面や縮小すると判読が難しい場合等はA3折り込みとします。)

※提出書類の内容は原則変更を認めませんが、町と協議の上、変更していただく場合があります。

※様式については、それに準じたものでも可とします。

※上記とは別に町長が必要と認める書類等の追加提出を求める場合があります。

※提出された書類等は返却いたしません。